釧路市野菜生産振興対策事業実施要綱

第１　趣旨

この要綱は、釧路市内（以下「市内」という。）の野菜等（飼料作物を除く）の生産を行う農業者等が栽培に利用する土地について、排水改良や整地等の基盤整備等を行うことで野菜等の栽培面積や生産性の向上が見込める場合に、その費用の一部を補助し、酪農中心の釧路において、多様な農業の展開の一助とすることを目的とする。

第２　事業の対象者

本事業の対象者（以下、事業対象者という）は、市内において野菜等の生産を行っている者又は新たに野菜等の生産を行う者であり、以下の各号の全てに該当するものとする。

　１　農業経営基盤強化促進法第１２条第１項に規定する農業経営改善計画又は同法第１

４条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。

　２　前号に掲げる計画の作目において、野菜等が含まれていること。

３　市内に住所（法人にあっては、本店又は主たる事務所をいう。）を有していること。

４　市税を滞納していないこと。

第３　対象となる取組

事業対象者は、自らの経営において使用するために行う次に掲げるいずれかに該当する

取組を行う場合に要する費用について補助金の交付を受けることができる。

　１　野菜等の生産に利用していない土地を整備し、野菜等の栽培面積・生産性等を

向上させる取組。

　２　野菜等の生産に利用している土地を整備し、生産性等を向上させる取組。

第４　事業の要件等

１　本事業の取組は単年度のみの効果ではなく、複数年にわたる効果を前提としたもの

であること。

２　申請年度内に事業が完了すること。

３　事業により取得した物品については、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交

換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

４　事業対象者は、事業を実施する施工業者等の選定に当たっては、一般競争等に付し、

又は三者以上の業者から見積書を提出させること等により、事業費の低減を図るもの

とする。

５　補助対象となる費用について、他の補助金等による補助を受けていないこと。

６　事業対象者は土地の整備実施に先立ち、実施内容が各種法令等に準拠していること

を確認すること。

７　事業対象者は整備後の設備の適切な管理に努めることとし、整備後の構築物につい

ては法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５

号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）以上利用するよう努めること。

８　本事業により整備・更新等を行った土地は、最終の事業実施年度から、原則として５年が経過するまでの間は本事業による補助の対象地にならない。

第５　補助の金額

事業対象者に対して補助する金額は、予算の範囲内で補助対象費の２分の１以内を補助する。

１　原則として１事業対象者あたり上限補助額は３００万とする。

２　補助対象費に、消費税及び地方消費税は含まれない。

第６　補助の申請・変更

１　補助を受けようとする事業対象者は、事業申請書（別記第１号様式）により、指定期日までに事業申請書及び関係書類を市長へ提出するものとする。

２　市長は事業申請書の提出があった場合には、内容を審査し、その適否を通知する。

３　事業の内容を変更する場合、申請を行った事業対象者は、事前に市と協議のうえ別記第２号様式により変更承認申請書を市長へ提出するものとする。

４　市長は、変更承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その適否を通知する。

第７　事業の執行

　補助事業の着手は、原則として、第６に定める申請の承認通知を受けて行うものとするが

実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、採択

の決定の通知前に着手をする必要がある場合には、事業対象者は、交付決定前着手届（別記

第３号様式）をあらかじめ、釧路市に提出するものとする。

第８　事業完了報告

事業対象者は、第６で定める申請の承認を受けた事業が完了したときは、完了後、市長が別に定める期日までに事業完了報告書（別記第４号様式）及び関係書類を添えて、提出するものとする。

第９　額の確定

　市長は、事業完了報告書が提出されたときは、内容を審査し、妥当と認められる場合は事業対象者への額の確定を通知するものとする。

第10　事業の中止又は廃止

１　事業対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには速やかに事業中止（廃止）承認申請書（別記第５様式）を市長へ提出するものとする。

２　市長は、事業中止（廃止）承認申請書の提出があった場合は、申請承認通知の取消を通知するものとする。

第11　交付決定の取消および補助金返還

１ 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

（１）虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

（２）補助事業に関して不正に他の補助金（市以外の者が交付対象者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（３）前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

　２ 市長は、１について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、事業対象者に対し、交付の決定の全部又は一部の取消を通知するものとする。

第12　実施状況の報告

１　補助金の交付を受けた事業対象者は、交付を受けた年度の翌年度において、当該事業にて事業効果の対象となる土地での作付実施状況を作付実施状況等報告書（別記第６号様式）にて市長へ報告するものとする。

　２　作付実施状況について、やむを得ない事情により、前項に定める期間での報告が困難な場合、事業対象者は、別記第７号様式により報告遅延届を市長へ提出するものとする。

　３　市長は、報告遅延届の提出があった場合は、内容を精査し、その適否を通知する。

　４　事業対象者は、報告遅延届の承認を受けた場合は、市長が別に定める期日までに、作付実施状況等報告書（別記第６号様式）により、報告を行うものとする。

第13　その他

１　市長は、事業対象者に対し、この事業の実施に関して必要な報告を求め、又は調査・指導を行うことができるものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。